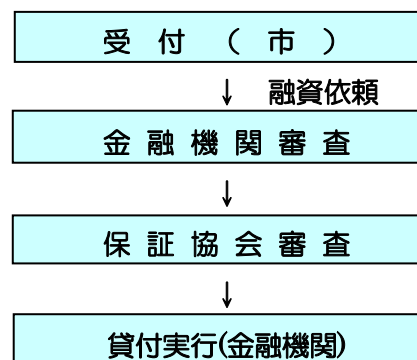


申込に必要な書類
(特別小口資金融資・中口資金融資)

書類名	特別小口		中口資金		備考
	運転	設備	運転	設備	
1 小規模企業融資申込書	○	○	○	○	2通
2 印鑑証明	○	○	○	○	1通 個人：市民課 法人：法務局
3 納税証明	○	○	○	○	1通 税務課
4 連帯保証人の印鑑証明			○	○	1通 連帯保証人を要する場合
5 資産証明書	○	○	○	○	1通 税務課
6 営業証明書	○	○	○	○	1通 税務課
7 念書	○	○	○	○	1通
8 連帯保証人の誓約書			○	○	1通 連帯保証人を要する場合
9 所有者確認資料	○	○	○	○	1通 事業所(土地及び建物)の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し等
10 定款	○	○	○	○	1通 法人のみ
11 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	1通 法人のみ 法務局
12 確定申告書(個)決算書(法)	○	○	○	○	1通 直近2年分
13 見積書・図面等参考資料		○		○	1通
14 宣誓書	○	○	○	○	1通 飲食業の場合 風俗営業取締法の対象でないことの宣誓
15 その他参考資料	○	○	○	○	必要に応じて

☆貸付けまでの流れ☆



書類審査・訪問調査(市)
融資依頼の可否決定

※各審査の過程で、融資金額の減額や、融資の不可が決定されることがあります。

申込に必要な書類
(近代化資金融資)

書類名	個人		法人		備考
	運転	設備	運転	設備	
1 申込書	○	○	○	○	2通 融資借入申込書
2 印鑑証明	○	○	○	○	1通 個人：市民課 法人：法務局
3 納税証明	○	○	○	○	1通 税務課
4 連帯保証人の印鑑証明	○	○	○	○	1通 連帯保証人を要する場合
5 許認可証(写)	○	○	○	○	1通
6 念書	○	○	○	○	1通
7 連帯保証人の誓約書	○	○	○	○	1通 連帯保証人を要する場合
8 所有者確認資料	○	○	○	○	1通 事業所(土地及び建物)の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し等
9 定款			○	○	1通 法人のみ
10 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)			○	○	1通 法人のみ 法務局
11 確定申告書(個)決算書(法)	○	○	○	○	1通 直近2年分
12 経歴書	○	○	○	○	1通
13 見積書・図面等参考資料		○		○	1通
14 試算表	○	○	○	○	1通 決算後 6ヶ月経過の場合
15 宣誓書	○	○	○	○	1通 飲食業の場合 風俗営業取締法の対象でないことの宣誓
16 その他参考資料	○	○	○	○	必要に応じて

★鴻巣市中小企業のみなさん

こんなとき融資制度のご利用を★

- 商品の仕入に 掛仕入れでは利益が少ないので、現金で仕入れたり、売上増加期をひかえていまのうちに商品を仕入りたい。
- 資金繰りに 決済が手形なので資金の不足をきたした。設備を行ったので資金が不足した。
- 店舗、事業所を 店舗を新增改築したい。現在の事業所では手狭であり増築したい。また、老朽化している。
- 機械を買いたい 人手が足りないので、機械を入れて能率を上げたい。

鴻巣市

中小企業融資制度

ご案内



鴻巣市役所 商工観光課

TEL (048) 541-1321

FAX (048) 577-8461

鴻巣市中小企業融資制度

制度名	融資対象	融資限度	用途	償還方法	利率及び保証料	連帯保証人	取扱金融機関
特別小口資金 (特別小口無担保 無保証人制度)	(1) 市内で同一事業を1年以上営んでいること。 (2) 市民税の所得割(法人税割)を完納していること。 (3) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の会社又は個人 (4) 原則として、申込時に信用保証協会の保証付融資を受けていないこと。 (5) 信用保証協会の代位弁済を受けたことがある場合、その債務者及び保証人が代位弁済額を完済していること。	1,000万円 以内	運 転	7年以内 割賦償還 (据置期間: 6ヶ月以内)	利 率 年2.10%以内 (※1)	必 要 な し	○ 埼玉りそな銀行 (鴻巣・行田支店) ○ 埼玉県信用金庫 (鴻巣・吹上支店) ○ 武蔵野銀行 (鴻巣・行田支店) ○ 群馬銀行 (鴻巣・吹上支店) ○ 東和銀行 (鴻巣・吹上支店)
			設 備	9年以内 割賦償還 (据置期間: 6ヶ月以内)	保 証 料 年0.80%以内 (※2)		
中 口 資 金	(1) 市内で同一事業を1年以上営んでいること。 (2) 市税の納税義務者であって市税を完納していること。 (3) 常時使用する従業員数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の会社又は個人。 (4) 信用保証協会の代位弁済を受けたことがある場合、その債務者及び保証人が代位弁済額を完済していること。	1,000万円 以内	運 転	7年以内 割賦償還 (据置期間: 6ヶ月以内)	利 率 年2.10%以内 (※1)	○ 個人においては、不要。(※3) ○ 法人においては、当該法人の代表者。(経営状況等により不要の場合あり)(※3) ○ 市内に引続き1年以上居住していること。	○ 大光銀行 (鴻巣支店) ○ 熊谷商工信用組合 (吹上支店) ○ 川口信用金庫 (鴻巣支店)
			設 備	9年以内 割賦償還 (据置期間: 6ヶ月以内)	保 証 料 年0.45~1.59% (※2)		
近代化資金	(1) 市内で同一事業を1年以上営んでいること。 (2) 市税の納税義務者であって市税を完納していること。 (3) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者 (4) 事前に中小企業診断士による経営調査又は商工会の小規模事業の経営診断指導を受けていること。 (5) 信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者及びその連帯保証人でない者。	1,000万円 以内	運 転	10年以内 割賦償還 (据置期間: 6ヶ月以内)	利 率 年2.10%以内 (※1)	○ 個人においては、不要。(※3) ○ 法人においては、当該法人の代表者。(経営状況等により不要の場合あり)(※3) ○ 市内に引続き1年以上居住していること。 (法人については県内居住者)	★ 信用保証のしくみ 中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人になり、資金繰りを円滑にすることを目的とする。その際、信用保証協会は、「保証料」を受領する。
		2,000万円 以内	設 備	12年以内 割賦償還 (据置期間: 1年以内)	保 証 料 年0.45~1.59% (※2)		

☆ 貸付対象業種

中小企業信用保険法施行令で定められている業種。別途、信用保証の許認可を要する業種もあります。

☆ 利子補給

融資制度のうち設備資金について、償還期限内に返済を完了した場合は、申請に基づき利子の一部を補給します。

- ・特別小口資金：支払利息の20%以内
- ・中口資金：支払利息の20%以内
- ・近代化資金：支払利息の15%以内(市内に建築する工場、店舗又は機械設備の導入に要する設備資金に限る)

融資期間5年以内、融資額1,000万円以内の部分が生利子補給対象

<利子補給額計算式>

$$\text{支払利息} \times \frac{\text{5年/融資期間}}{\text{※融資期間5年超の場合}} \times \frac{\text{1,000万円/融資額}}{\text{※融資額1,000万円超の場合}} \times 15\%$$

(※1) 利率については、埼玉県中小企業制度融資の小規模事業資金と同率となります。

(※2) 本制度は埼玉県信用保証協会の保証を付すものとし、保証料は以下の保証制度に基づくものとします。

- ・特別小口資金：市町村小口企業保証
- ・中口資金：市町村制度金融保証
- ・近代化資金：市町村制度金融保証

(※3) 連帯保証人の条件が変更となる場合があります。

- ①実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合
- ②経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合